

経営理念・経営方針

経営理念

いのちを育む農業を基本に据え、

安全安心な生活環境・地域づくりを限りなく支援します。

当会の経営理念は、制定以来その本質を継承し、日々の業務の根底として、経営の大きな指針となるものです。

この経営理念のもと、農業と自然を基本とした、みどり豊かな信州づくりと地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たすため、自信と責任を持って行動し、地域経済の持続的発展に貢献してまいります。



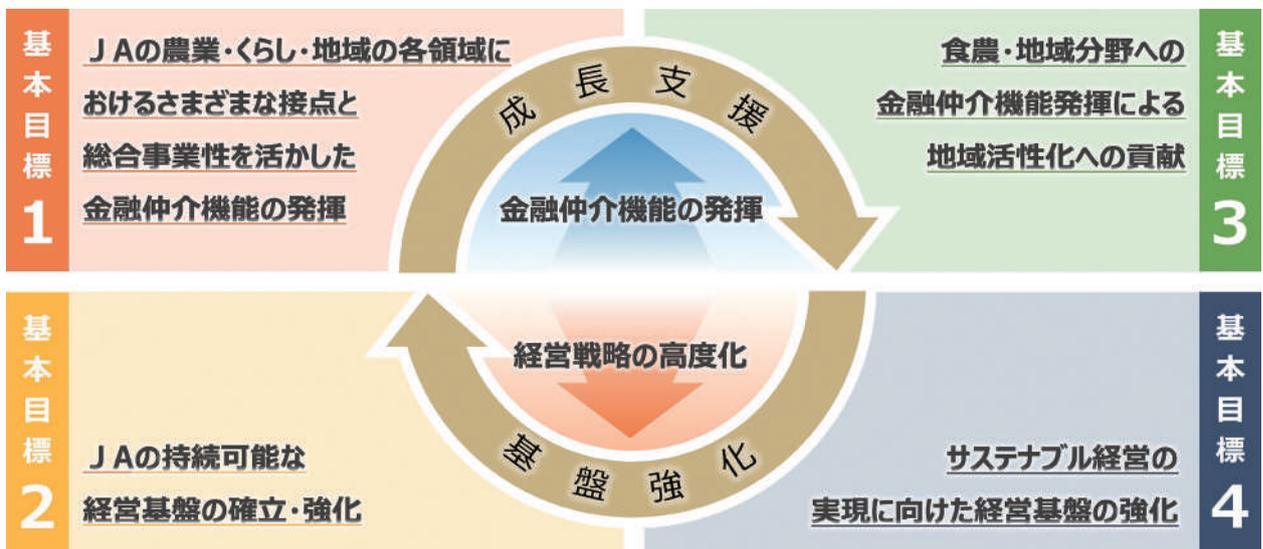
中期経営計画（2025年度～2027年度）

経営方針

長野県JAバンクの県域機能を担う金融機関として、

JA・組合員・地域のみなさまの多様なニーズに向き合い、信頼と期待に応えます。

基本目標



2025年度-2027年度中期計画では、JA・信連それぞれが役割を果たすべき領域において金融仲介機能を発揮し、組合員、利用者、食農関連事業者や地域に根ざした事業者などの成長を支援するとともに、経営戦略の高度化に取り組み、持続的な成長支援の土台となるJA・信連それぞれの経営基盤強化を図るべく、4つの基本目標を実践し、ステークホルダーのみなさまから必要とされ続ける存在を目指してまいります。

事業方針

1 基本目標

JAの農業・暮らし・地域の各領域におけるさまざまな接点と総合事業性を活かした金融仲介機能の発揮

- 重点施策 (1) 新規利用者の拡大
- 重点施策 (2) 総合事業性の発揮による顧客基盤深化
- 重点施策 (3) 担い手農業者の「持続可能な経営」支援に向けた資金供給
- 重点施策 (4) 担い手農業者の経営課題に対する対応力強化
- 重点施策 (5) 生活資金ニーズに対するコンサル力強化
- 重点施策 (6) ライフプランサポートにかかるコンサル力強化
- 重点施策 (7) 安定的な調達構造の確保
- 重点施策 (8) 店舗窓口の業務効率化による事業推進の機会確保と実践
- 重点施策 (9) 貸出システムへの円滑な移行
- 重点施策 (10) 人的資本経営に向けた人材育成の実践

2 基本目標

JAの持続可能な経営基盤の確立・強化

- 重点施策 (1) 不祥事未然防止にかかる取り組み
- 重点施策 (2) マネロン・テロ資金供与対策にかかる態勢定着と強化
- 重点施策 (3) A L M・経営管理の高度化
- 重点施策 (4) 収支シミュレーションの精緻化と経営戦略の実践支援

3 基本目標

食農・地域分野への金融仲介機能発揮による地域活性化への貢献

- 重点施策 (1) 顧客ニーズに対する非金融支援の充実
- 重点施策 (2) 事業性評価を通じた金融仲介機能の発揮
- 重点施策 (3) コンサルティング機能の充実・強化
- 重点施策 (4) 食農事業者・地域に根ざした事業者に対する金融仲介機能の発揮
- 重点施策 (5) 資金供給を通じた食農・地域事業者への貢献
- 重点施策 (6) 持続可能な社会への貢献
- 重点施策 (7) 内外の期待に応える職員の育成

4 基本目標

サステナブル経営の実現に向けた経営基盤の強化

- 重点施策 (1) リスクテイク、リスク管理、経営体力（資本・収益）のバランスをコントロールできる態勢構築
- 重点施策 (2) 安定収益確保に向けた貸出金利ざやの確保
- 重点施策 (3) 余裕金運用利回りの確保
- 重点施策 (4) 統合的リスク管理の実践
- 重点施策 (5) マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保
- 重点施策 (6) 中期計画と人事戦略の有機的な連動による組織づくり・人づくり
- 重点施策 (7) ムリ・ムダ・ムラの排除による業務最適化
- 重点施策 (8) 既存システムの最適化とシステム有効活用による事務効率化

長野県信連におけるSDGsへの取り組み

SDGsの17のゴール、169のターゲットの実践にあたり、「食と農を基軸とした地域に根ざした地域金融機関」として、環境・経済・社会の3つの側面に基づいた重点テーマを整理するとともに、テーマに対応した取組指標を設定し、SDGsの達成に貢献してまいります。



長野県信連SDGs宣言

長野県信連は、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に賛同し、事業活動を通じて社会的課題に向き合い、持続可能な地域社会・農業の実現に貢献してまいります。

重点テーマ

環境

テーマ1 金融仲介機能の発揮を通じた環境課題解決への貢献

- ◆ 環境配慮型融資等により環境負荷低減に向けた事業者の取り組みを支援する
- ◆ ESG投資の観点を組み入れた運用手法を確立する

2
気候をゼロに

9
産業と経済発展の推進

13
気候変動に具体的な対策を

15
陸の豊かさも守ろう

17
パートナーシップで目標を達成しよう

経済

テーマ2 社会的課題の解決を通じた経済の持続的な成長への貢献

- ◆ コンサルティング機能の発揮を通じて事業者の課題解決と成長を支援する
- ◆ 地域の特性に応じた解決策を提供し地域創生へ貢献する
- ◆ 社会の多様性に配慮した金融商品・サービスを提供する

2
気候をゼロに

8
働きがいも経済成長も

17
パートナーシップで目標を達成しよう

社会

テーマ3 食と農をつなぎ持続可能な地域社会の形成を支援

- ◆ 農業収益構造の改善に向けたソリューション提供を支援する
- ◆ 持続可能な食料生産と消費に向けた食農バリューチェーンを構築・強化する
- ◆ 農業の発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を支援する

テーマ4 多様な人材が成長し活躍できる職場づくり

- ◆ 職員の多様性を活かし組織とともに成長できる体制を構築する
- ◆ 主体的なキャリア形成支援と能力発揮に向けた人材育成を実践する

1
貧困をなくそう

2
気候をゼロに

4
質の高い教育をみんなに

5
ジェンダー平等を實現しよう

7
エネルギーをみんなにそしてクリーンに

17
パートナーシップで目標を達成しよう

2030年に向けた取組指標

SDGsを事業活動に取り入れ、重点テーマに対応した3つの取組指標を設定し、2030年のゴールを目指します。

取組 1

サステナブル投融資の実行 テーマ1 テーマ3

◆地域からお預かりした資金によりサステナブルな投融資（持続可能な地域社会の実現や農業の発展に資する投融資）を実行します

・2022年度～2024年度取組実績：240.1億円

―当会のサステナブル投融資とは以下のものを指します

- 「グリーンローン」「グリーンボンド」「サステナビリティ・リンク・ローン」
- 「サステナビリティ・リンク・ボンド」「トランジションファイナンス」
- 「その他環境・社会課題解決に貢献する投融資」

取組 2

コンサルティング機能の発揮に基づく地域課題の解決支援 テーマ2 テーマ3

◆金融機関としてのコンサルティング機能およびJ Aグループとしてのつながりを活かし持続可能な地域づくりに資する支援を行います

・2022年度～2024年度取組実績：134件

―当会のコンサル機能発揮に基づく地域課題解決支援とは以下のものを指します

- 「ビジネスマッチングによる販路もしくは仕入先の拡大等支援」「創業支援」
- 「事業承継支援」「地域創生支援」「その他コンサルティング機能の発揮による支援」

取組 3

管理職に占める女性比率の向上 テーマ4

◆多様性を持ったアイデアの創出を目指し、女性の主体的なキャリア形成支援と能力発揮に向けた人材育成を実践します

・2024年度末実績：9.6%

（長野県信連SDGs宣言時点 [2022年5月]：7.8%）

長野県SDGs推進企業として活動

◆SDGsを事業活動に取り入れ、長野県におけるSDGs普及促進の一翼を担うことを目的に、「長野県SDGs推進企業」として活動しています。

―長野県SDGs推進企業登録制度

- ▶SDGsのゴール等につながる具体的な取組を提示し、提示内容を踏まえ具体的なアクションに取り組む企業等を登録する制度。2025.4.30現在2,527者が登録しています。
- ▶公式サイト：NAGANO SDGs BUSINESS PORTAL 長野県公式 長野県SDGs推進企業情報サイト (nagano-sdgs.com)



内部統制基本方針

当会は、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性確保のため、以下の方針を定め取り組んでいます。

内部統制基本方針

長野県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を次のとおり制定する。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、「法令等遵守（コンプライアンス）基本方針」を制定し、基本方針のもと「行動憲章」、「理事の行為規範」、「職員の心得」、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2)理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、「コンプライアンス委員会」等の会議体にて検討・審議し、重要事項の決定にあたっては、「経営管理委員会」または「理事会」に付議する。
- (3)コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
- (4)「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5)マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
- (6)財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
- (7)お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1)理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2)サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
- (3)業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理組織体制と仕

組み等を定めた「リスク管理基本方針」を制定する。

- (2)管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理の統括部署を設置し、「リスク管理委員会」をリスク管理にかかる協議機関とし、役割・責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3)種々のリスクを計量化したうえで、その合計額を自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4)農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5)大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を整備する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2)理事会の意思決定を効率的に行うため、理事が招集または経営課題等について付託した事項を協議する会議体を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を行う。
- (3)役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子法人等からなる集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当会グループにおける業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」を定める。
- (2)円滑なグループ運営を図るため、当会と各グループ会社の間において協議または報告すべき事項を定め、各グループ会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1)当会の適正な業務運営の遂行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2)内部監査は、当会および業務監査に関する合意書を締結するグループ会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3)監査部長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事長および理事会に報告し、理事長は年度内部監査実施状況の概要を経営管理委員会へ報告する。
- (4)監査部長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1)監事の職務遂行を補助するため、監事業務に関する事務および指示する事項にかかる業務に従事する専任の職員を配置する。

- (2)専任の職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
- (3)専任の職員の人事異動等については、常勤監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1)理事は、当会および当会グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告する。
- (2)コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3)監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4)主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を、監事の閲覧に供する。

9. 監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事はその職務の執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1)監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議体に出席して、意見を述べることができるものとする。
- (2)代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3)理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4)その他、理事および職員は、「監事監査規程」および「監事職務にかかわる諸細則」に定めのある事項を尊重する。